借換資金融資あっせん制度のしおり
(西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度)

換

借換資金融資あっせん制度とは、事業者に円滑な資金供給を促進し、事業を拡大するため、既に借り入れている資金を償還するための融資と新たな融資を併せて受けることができる制度です。

西東京市では、中小企業者の皆様に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息と信用保証料の一部を補助しています。

申込資格

- 中小企業者であること。
- 市税等の納税義務者であって、納期到来分までを完納していること。
- 現在この制度による資金の融資を受けていないこと。
- 西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度により借り入れた融資（創業資金融資のみの場合を除く）があり、当該融資の償還を一年以上継続して行っていること。

※　業種については、信用保証協会等の保証対象となる業種である必要があります。
※　金融機関・信用保証協会等の審査により、融資できない場合もあります。

受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（年末年始･土･日･祝日を除く）

提出・お問合せ先

西東京市役所（田無第二庁舎5階） 生活文化スポーツ部産業振興課商工係
042－420－2819（ダイヤルイン）　　**※郵送でのお申込みはできません。**

● 小口零細企業保証制度の利用について　～東京信用保証協会が当該融資を100%保証～

申込資格（「農業を営む者」を除く。）に該当する中小企業者のうち、以下の要件に該当する小規模企業者は、この融資に対する東京信用保証協会の100%保証を希望して申し込むことができます。
（通常は、東京信用保証協会が80%、取扱金融機関が20%程度の割合で保証責任を負担します。）

〈要件〉
- ◆ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- ◆ 製造業等は、常時使用する従業員20人以下
- ◆ 卸売業、サービス業（注）、小売業は、常時使用する従業員５人以下
- ◆ 医療法人等は、常時使用する従業員20人以下

（注）サービス業のうち、旅行業、宿泊業及び娯楽業は、常時使用する従業員20人以下

※　**家族従業員、臨時の使用人、会社役員は、従業員に含みません。**

※　上記の要件について、業種ごとの従業員数の定義は、中小企業信用保険法第２条第３項に定める小規模企業者の定義に基づいています。政令の改正によって、特定の業種について小規模企業者の範囲の変更がなされる場合があります。
※　ＮＰＯ法人については、小口零細企業保証制度の対象外です。

※　令和７年４月改定

＜融資内容＞

資　金　区　分	運転	運転設備併用
融資限度額	1,500 万円	1,500 万円
償　還　期　間	10 年以内	10 年以内
融　資　利　率	年 2.125%	年 2.125%
利子補給率	年 0.995%	年 0.995%
借受者負担率	年 1.130%	年 1.130%
償　還　方　法	元金均等月賦償還	
信用保証料	上限 20 万円	

＜注意事項＞

◆　融資実行後に市外へ転出、廃業等資格を失った場合は、その時点で制度の対象から外れます（利子補給を中止します。）。

◆　同一の中小企業者に対して、重複してこの制度による融資のあっせんを行うことはできません（完済後に新たなお申込みができます。）。

◆　この制度による融資で既に連帯保証人となっている方は、完済前に新たなお申込みや連帯保証人になることはできません。

◆　融資実行後一年以上経過しなくては、新規で西東京市中小企業事業資金融資あっせん制度による融資のあっせんを受けることができません。

＜申込みから貸付まで＞

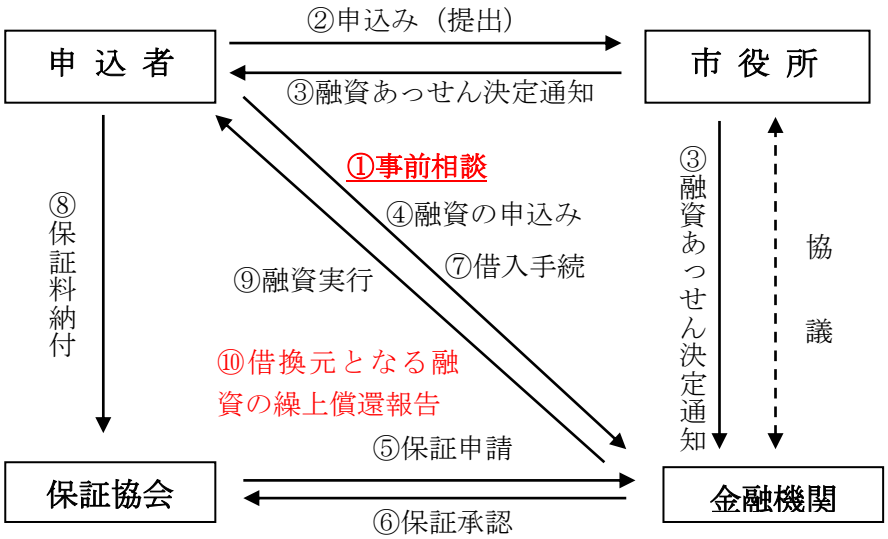

① **金融機関と事前に相談し、必要書類を作成します。**

② 申込みに必要な書類をそろえて市の産業振興課へ提出します。

③ 市は、提出された書類を確認後、決裁を経て申込者へあっせん決定通知書を送付します。金融機関は産業振興課窓口まで直接取りに来ていただきます。※ 申込後、あっせんの決定までには、10 日程度の日数を要します。

④～⑨ 金融機関は、内容を審査し、融資「可」であれば保証協会へ保証の審査を依頼し、保証協会が保証「可」であれば、金融機関から融資が実行されます。

※ 金融機関、保証協会のどちらかが「否」であれば、融資はされません。

取扱金融機関

みずほ銀行	
田無支店	042-461-8271
ひばりが丘支店	042-421-1212
大泉支店	03-3925-2411
三井住友銀行	
田無支店	042-465-4711
ひばりヶ丘支店	042-421-3111
りそな銀行	
田無支店	042-461-1411
ひばりヶ丘支店	042-422-5111
三菱ＵＦＪ銀行	
田無支店	042-466-5531
大泉支店	03-3925-3011
きらぼし銀行	
保谷支店	042-461-7951
東伏見支店	042-463-9001
東和銀行	
東大泉支店	03-3922-5161
東久留米中央支店	042-477-8111
西武信用金庫	
保谷支店	042-462-3661
田無支店	042-463-1111
東京信用金庫	
田無支店	042-465-0111

多摩信用金庫	
田無支店	042-463-1121
ひばりが丘支店	042-423-3111
境支店	0422-54-1331
花小金井支店	042-465-2233
東京三協信用金庫	
東伏見支店	042-462-1555
保谷支店	042-423-1911
西京信用金庫	
保谷支店	042-421-4111
青梅信用金庫	
新座支店	042-421-0511
東久留米支店	042-471-1811
飯能信用金庫	
西東京支店	042-425-8811
大東京信用組合	
保谷支店	03-3924-3311
東京厚生信用組合	
小平支店	042-343-0321
東京みらい農協	
西東京支店（個人のみ取扱い）	042-452-5560
東京都信用農業協同組合連合会	042-523-3151

※１ 各支店の担当窓口については、直接お問い合わせください。

※２ 令和７年４月１日時点の情報です。

＜提出書類＞

		個人	法人	提出前チェック
申込書（様式第１号）（市の所定用紙）		◎	◎	
経営計画書（様式第９号）（市の所定用紙）		◎	◎	
借換資金同意書及び誓約書 （様式第 10 号）（市の所定用紙）		◎	◎	
情報提供に関する同意書（市の所定用紙） （小口零細企業保証制度・事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合）		◎	◎	
最新の確定申告書・決算書の写し（各２部） ※各１部は金融機関分です。 ※電子申告の場合、受信通知（レターヘッドは「メール詳細」）の控えも提出してください。		◎	◎	
住民票（１通）（黒塗り不可）		◎		
法人の登記事項証明書（１通）（**履歴事項全部証明書**）			◎	
納税証明書（当制度専用のもの）（１通） ※課税のある税目がない場合（個人）は、市・都民税の非課税証明書		◎	◎	
見積書（１通） （設備もしくは運転設備併用を利用の場合）		◎	◎	
要件確認書兼誓約書の写し （事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合）			◎	
連帯保証人 （法人の代表者など） ※事業者選択型経営者保証非提供制度の利用を希望する場合は不要	住民票（１通）（黒塗り不可）	原則不要	◎	
	区市町村民税納税証明書（１通） （西東京市民は当制度専用のもの） ※滞納がないもの ※非課税の場合は、非課税証明書	原則不要	◎	

※　当制度専用の納税証明書は、「納税証明申請書」を記入の上、納税課（田無庁舎）、保谷庁舎総合窓口係（防災・保谷保健福祉総合センター1 階）、柳橋・ひばりヶ丘駅前の各出張所のいずれかの窓口で申請して取得してください。分割納付をされている方は、申込時点の納期到来分まで完納していただかないと発行できません。

※　小口零細企業保証制度や事業者選択型経営者保証非提供制度を利用希望の場合、市から東京信用保証協会に対して顧客情報等を提供することについて、同意いただく必要があるため、「情報提供に関する同意書」を提出してください。

※　各証明書の発行日は、申込日から３箇月以内のものとしてください。

● 事業者選択型経営者保証非提供制度について

法人である中小企業者が、一定の要件を満たした場合に、信用保証料を上乗せすることで、借入時の経営者保証を提供しないことを選択できる制度です。利用希望の場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取扱金融機関へご相談ください。